

モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム情報サービス管理規定

2016年6月28日国家インターネット情報弁公室発布 同年8月1日施行

第1条 モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム（APP）情報サービスに対する管理を強化し、公民、法人その他組織の適法な権益を保護し、かつ、国の安全及び公共利益を維持・保護するため、「ネットワーク情報の保護を強化することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定」及び「国家インターネット情報弁公室に授権してインターネット情報内容管理業務につき責任を負わせることに関する国務院の通知」に基づき、この規定を制定する。

第2条 中華人民共和国国内においてモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムを通じて情報サービスを提供し、インターネット・アプリケーション・ストア・サービスに従事する場合には、この規定を遵守しなければならない。

2 この規定において「モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム」とは、プレインストール又はダウンロード等の方式を通じて取得し、モバイル・スマート・ターミナルにおいて運行し、ユーザーに対し情報サービスを提供するアプリケーション・ソフトウェアをいう。

3 この規定において「モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム提供者」とは、情報サービスを提供するモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムの所有者又は運営者をいう。

4 この規定において「インターネット・アプリケーション・ストア」とは、インターネットを通じてアプリケーション・ソフトウェアを閲覧し、検索し、ダウンロードし、又は開発に係るツール及び製品の発布サービスを提供するプラットフォームをいう。

第3条 国家インターネット情報弁公室は、全国のモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム情報内容の監督・管理に係る法律執行業務につき責任を負う。地方インターネット情報弁公室は、職責により当該行政区域内のモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム情報内容の監督・管理に係る法律執行業務につき責任を負う。

第4条 各級の党政機関、企業・事業単位及び各人民団体がモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムを積極的に運用し、政務公開を推進し、公共サービスを提供し、経済社会発展を促進することは、これを奨励する。

第5条 モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムを通じて情報サービスを提供する場合には、法により法律・法規所定の関連資質を取得しなければならない。インターネット・アプリケーション・ストア・サービスに従事する場合には、更に業務オンライン運営の30日以内に所在地の省、自治区又は直轄市のインターネット情報弁公室に対しファイリングしなければならない。

第6条 モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム提供者及びインターネット・アプリケーション・ストア・サービス提供者は、モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムを利用して国の安全に危害を及ぼし、社会秩序を攪乱し、又は他人の適法な権益を侵害する等の法律・法規の禁止する活動に従事してはならず、かつ、モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラムを利用して法律・法規の禁止する情報内容を製作し、複製し、発布し、又は伝播してはならない。

第7条 モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム提供者は、情報安全管理責任を厳格に具体化し、法により次の義務を履行しなければならない。

- (1) 「バックグラウンドは実名、フォアグラウンドは自由意思」の原則に従い、登録ユーザーに対しモバイル電話番号等に基づく真実の身分情報認証をする。
- (2) ユーザー情報の安全保護メカニズムを確立して健全化し、ユーザーの個人情報を収集し、又は使用する場合には、適法、正当かつ必要の原則を遵守し、情報を収集し、又は使用する目的、方式及び範囲を明示し、かつ、ユーザーの同意を経なければならない。
- (3) 情報内容の審査・管理メカニズムを確立して健全化するものとし、発布された法令違反情報内容について、状況に応じて警告表示、機能制限、更新の暫定的停止及びアカウントの閉鎖等の処置・措置を講じ、記録を保存し、かつ、関係主管部門に対し報告する。
- (4) 法によりユーザーのインストール又は使用過程における知る権利及び選択する権利を保障するものとし、ユーザーに対し明示しないで、かつ、ユーザーの同意を経ないで、地理的位置の収集を起動させ、通信記録を読み取り、カメラを使用し、又は録音等の機能を作動させてはならず、サービスと関係のない機能を起動させてはならず、かつ、関係のないアプリケーション・プログラムをバンドルしてインストールしてはならない。
- (5) 知的財産権を尊重し、及び保護するものとし、他人の知的財産権を侵害するアプリケーション・プログラムを製作し、又は発布してはならない。
- (6) ユーザー・ログ情報を記録し、かつ、60日保存する。

第8条 インターネット・アプリケーション・ストア・サービス提供者は、アプリケーション・プログラム提供者に対し次の管理責任を履行しなければならない。

- (1) アプリケーション・プログラム提供者に対し、真実性、安全性及び適法性等の審査をし、信用管理制度を確立し、かつ、所在地の省、自治区又は直轄市のインターネット情報弁公室に対し分類してファイリングする。
- (2) アプリケーション・プログラム提供者に対しユーザー情報を保護し、アプリケーション・プログラムによるユーザー情報の取得及び使用に係る説明を完全に提供し、かつ、ユーザーに対し提示するよう督促する。
- (3) アプリケーション・プログラム提供者に対し適法な情報内容を発布し、安全審査メカニズムを確立して健全化し、かつ、サービス規模に相応する専門業務人員を配備するよう督促する。
- (4) アプリケーション・プログラム提供者に対し適法なアプリケーション・プログラムを発布し、アプリケーション・プログラム提供者の知的財産権を尊重し、及び保護するよう督促する。

2 前項の規定に違反したアプリケーション・プログラム提供者に対しては、状況に応じて警告表示、発布の暫定的停止又はアプリケーション・プログラムの除去等の措置を講じ、記録を保存し、かつ、関係主管部門に対し報告する。

第9条 インターネット・アプリケーション・ストア・サービス提供者及びモバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム提供者は、サービス合意を締結し、双方の権利及び義務を明確にし、法律・法規及びプラットフォーム公約を共同で遵守しなければならない。

第10条 モバイル・インターネット・アプリケーション・プログラム提供者及びインターネット・アプリケーション・ストア・サービス提供者は、関係部門が法により行う監督・検査に協力し、自覚的に社会監督を受け、手軽で素早い苦情申立て・通報チャンネルを設置し、遅滞なく公衆の苦情申立て・通報を処理しなければならない。

第11条 この規定は、2016年8月1日から施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)